

1. 認定医療機関 更新日一覧

- 1 新型コロナ禍対応で認定有効期限5年間に1年延長とします。
(再延長の可能性もございます)
- 2 2016年から2019年に取得した33歯科医院に限り、1回目の更新は訪問実習受講だけで更新可能です。既に認定日より本日までの間に訪問実習を受講している場合は、それを有効とします。
- 3 認定期間の5年以内であればいつでも訪問実習を受講して更新の要件となります。
次回の更新日は、認定証記載より5年間となります。
- 4 2～3の歯科医院が合同で訪問実習を受けることは可能ですが、日時・人数などを事前に委員会までお知らせください。
- 5 合同実習や単独でも人数が多い場合は、数名の理事が派遣となります。
- 6 便宜上、訪問実習の申し込みをする場合は、認定更新のための訪問実習も兼ねて受講希望と申し出てください。

2. 認定衛生士の申請について

【申請】2020年10月4日より施行

要件1 歯科衛生士免許取得日より、1年間以上の実務経験があること

要件2 本会の個人会員であること

要件3 訪問実習を受ける

要件4 認定医療機関管理者*の承諾書 または 理事の推薦書

要件5 3・4が満たせない場合は、本会の基礎・応用セミナーの受講証明を得て

セミナーか実技キャリアブレーションの場で実技確認をする

対象は、歯科医院で訪問実習を受講することが難しい場合や、フリーランス歯科衛生士・大学院生や官公庁・企業所属者など

*認定医療機関管理者は、現在岐阜総会時の理事間で行われている「技術キャリアブレーション」に、5年間で1回以上参加したものと限定する。